

野田市会計年度任用職員の給与及び
費用弁償に関する条例施行規則の一部
を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月17日

野田市長 鈴木 有

野田市規則第59号

野田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則 の一部を改正する規則

野田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年野田市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第12条を第13条とし、第6条から第11条までを1条ずつ繰り下げ、第5条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の退職手当の額）

第6条 条例第14条の2第3項の規則で定める退職手当の額は、50,000円に勤続期間の年数を乗じて得た額とする。ただし、500,000円を限度とする。

2 前項の勤続期間の計算は、条例の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員としての引き続いた在職期間による。

3 前項の在職期間の計算は、野田市職員の退職手当に関する条例（昭和30年野田市条例第2号）の適用を受ける職員の例による。

別表を次のように改める。

別表第1（第3条）

（単位 円）

職務の内容	経験年数									
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目 以降
事務員	155,600	161,500	167,400	171,900	176,300	180,700	183,700	186,700	189,600	191,100
主任事務員	192,600	198,500	204,400	208,900	213,300	217,800	220,700	223,700	226,700	228,100
担任保育士	208,900	214,800	220,700	225,200	229,600	234,100	237,000	240,000	243,000	244,400
保育所看護 師	215,900	221,800	227,700	232,100	236,600	241,000	244,000	247,000	249,900	251,400

備考 経験年数の換算方法は、任命権者が別に定める。

別表第2（第7条）

（単位 円）

職務の内容 容	単位	経験年数									
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目 以降
学童指導員	月額	161,400	167,300	173,300	177,700	182,100	186,600	189,500	192,500	195,400	196,900
主任学童指導員	月額	174,100	180,100	186,000	190,400	194,900	199,300	202,300	205,200	208,200	209,600
事務補助	時間額	1,011	1,020	1,020	1,020	1,020	1,020	1,020	1,020	1,020	1,020
事務員	時間額	1,050	1,090	1,130	1,160	1,190	1,220	1,240	1,260	1,280	1,290
主任事務員	時間額	1,300	1,340	1,380	1,410	1,440	1,470	1,490	1,510	1,530	1,540
短時間保育士	時間額	1,310	1,350	1,390	1,420	1,450	1,480	1,500	1,520	1,540	1,550
訪問介護調査員	時間額	1,274	1,314	1,354	1,384	1,414	1,444	1,464	1,484	1,504	1,514
保健師	時間額	1,482	1,522	1,562	1,592	1,622	1,652	1,672	1,692	1,712	1,722
助産師	時間額	1,482	1,522	1,562	1,592	1,622	1,652	1,672	1,692	1,712	1,722
管理栄養士	時間額	1,482	1,522	1,562	1,592	1,622	1,652	1,672	1,692	1,712	1,722
看護師	時間額	1,384	1,424	1,464	1,494	1,524	1,554	1,574	1,594	1,614	1,624
歯科衛生士	時間額	1,384	1,424	1,464	1,494	1,524	1,554	1,574	1,594	1,614	1,624

備考 経験年数の換算方法は、任命権者が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。